**ー　従業者証明書（見本）　ー**

2024年４月入社の場合

2404＊＊

（＊は任意の数字）

・従業者が多い場合は桁数を増やす

・他の従業者と被らないように番号を振る

・職員番号などでも可

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|

|  |
| --- |
| 従　業　者　証　明　書2.4cm写真3.0cm従業者証明書番号 240401 　　　　　　　　　　従 業 者 氏 名 　熊本　太郎 和暦が望ましい(平成〇〇年〇月〇日生）業務に従事する 事務所の名称 　本店（令和６年３月撮影） 及 び 所 在 地 熊本市中央区水前寺〇－〇－〇 　この者は、宅地建物取引業者の従業者であることを証明します。 証明書有効期 　令和６年 ４ 月 １ 日から 　令和８年 ８ 月 ２３日まで免許証番号　　　　熊本県知事 (〇) 第　〇〇〇〇 号商号又は名称 　　　株式会社くまもと県庁主たる事務所の所在地 　　熊本市中央区水前寺〇－〇－〇代 表 者 氏 名 　　　　　代表取締役　　熊本　花子 |

 |  |

様式第八号（第十七条関係）表

有効期間について

新たに入社した場合

証明書有効期間は、宅建業に従事しはじめた日から、宅建業免許の満了日までとなる。

更新後に作成し直す場合

宅建業免許の有効期間と同じ５年間が証明書有効期間となる。

|  |
| --- |
| 備考 |
| 　宅地建物取引業法抜すい　第48条　宅地建物取引業者は、国土交通省令の定めるところにより、従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させなければ、その者　をその業務に従事させてはならない。　２　 従業者は、取引の関係者の請求があったときは、前項の証明書を提示　　しなければならない。 |

証明書のサイズ規定

縦　５．３９２ｃｍ以上５．４０３ｃｍ以下

横　８．５４７ｃｍ以上８．５７２ｃｍ以下

　　　　　　　裏

宅建業の従事者であれば、従業者名簿にも記載が必要です

**従業者証明書について**

**宅地建物取引業法　第四十八条　（証明書の携帯等）**

①宅地建物取引業者は、国土交通省令の定めるところにより、従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させなければ、その者をその業務に従事させてはならない。

②従業者は、取引の関係者の請求があつたときは、前項の証明書を提示しなければならない。

**宅地建物取引業法施行規則　第十七条　（証明書の様式）**

　法第四十八条第一項に規定する証明書の様式は、別記様式第八号によるものとする。

備 考

1 従業者証明書番号の付し方は、次の方法によること。

 　　(1) 第1けた及び第2けたには、当該従業者が雇用された年を西暦で表したときの西暦年の下2けたを記載するものとする。

 　　(2) 第3けた及び第4けたには、当該従業者が雇用された月を記載するものとする。ただし、その月が1月から9月までである場合においては、第3けたは0とし、第4けたにその月を記載するものとする。

 　　(3) 第5けた以下には、従業者ごとに、重複がないように付した番号を記載するものとする。

2 業務に従事する事務所に変更があったときは、裏面に変更後の内容を記入すること。

3 従業者の現住所等必要な事項がある場合には、裏面に記入すること。

4 用紙の色彩は青色以外とすること。

5 証明書の有効期間は5年以下とすること。

**宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方　〔国土交通省〕**

第４８条第１項関係

１ 従業者証明書の携帯について

従業者であることを表示する方法は証明書による方法に統一することとする。この従業者証明書を携帯させるべき者の範囲は、代表者（いわゆる社長）を含み、かつ、「法第３１条の３第１項で定める従事者の範囲」の定めるところに、非常勤の役員、単に一時的に事務の補助をする者を加えるものとする。単に一時的に業務に従事するものに携帯させる証明書の有効期間については、他の者と異なり、業務に従事する期間に限って発行することとする。また、従業者証明書を発行した者については、すべて従業者名簿に記載するとともに、従業者証明書を携帯していない者が業務に従事することのないよう、すべての者が携帯することとする。

２ 従業者証明書における旧姓使用の取扱いについて

従業者証明書の記載事項のうち、従業者の氏名における旧姓使用については、旧姓使用を希望する者については、従業者証明書に旧姓を併記してよいこととする。ただし、業務の混乱及び取引の相手方等の誤認を避けるため、恣意的に現姓と旧姓を使い分けることは、厳に慎むべきこととする。

**従業者名簿について**

**宅地建物取引業法　第四十八条　（証明書の携帯等）**

③宅地建物取引業者は、国土交通省令で定めるところにより、その事務所ごとに、従業者名簿を備え、従業者の氏名、第一項の証明書の番号その他国土交通省令で定める事項を記載しなければならない。

④宅地建物取引業者は、取引の関係者から請求があつたときは、前項の従業者名簿をその者の閲覧に供しなければならない。

**宅地建物取引業法施行規則　第十七条の二　（従業者名簿の記載事項等）**

　法第四十八条第三項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　生年月日　（※令和７年４月１日以降は不要）

二　主たる職務内容

三　宅地建物取引士であるか否かの別

四　当該事務所の従業者となつた年月日

五　当該事務所の従業者でなくなつたときは、その年月日

２　法第四十八条第三項に規定する従業者名簿の様式は、別記様式第八号の二によるものとする。

　　　備考　（１）　 「従業者証明書番」の欄には、法第４８条第１項の証明書の番号を記入すること。

　　　　　　　（２）　「宅地建物取引士であるか否かの別」の欄には、宅地建物取引士である者には〇印をつけること。

　　　　　　　（３）　一時的に業務に従事する者についても記載すること。

　　　　　　　（４）　記載すべき事由が発生した場合には、２週間以内に記載すること。なお、記載事項について変更、訂正等をするときは、変更、訂正等をする前の文字等は、なお読むことができるようにしておくこと。

３　法第四十八条第三項に規定する従業者の氏名、住所（※住所は令和７年４月１日以降は不要）及び同条第一項の証明書の番号並びに第一項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ当該事務所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第四十八条第三項に規定する従業者名簿への記載に代えることができる。この場合における同条第四項の規定による閲覧は、当該ファイル又は電磁的記録媒体に記録されている事項を紙面又は入出力装置の映像面に表示する方法で行うものとする。

４　宅地建物取引業者は、法第四十八条第三項に規定する従業者名簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）を最終の記載をした日から十年間保存しなければならない。

**宅地建物取引業法宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方　〔国土交通省〕**

第４８条第３項関係

１ 従業者名簿の記載事項等について（規則第１７条の２第１項第２号関係）

「主たる職務内容」の欄には、代表者又は役員である場合には役職名を記入し、それ以外の者については、総務、人事、経理、財務、企画、設計、広報、営業等に区分して記入することとする。なお、その者が所属する社内の組織名をなるべく付記することとする。

２ 従業者名簿における旧姓使用の取扱いについて

従業者名簿の記載事項のうち、従業者の氏名における旧姓使用については、旧姓使用を希望する者については、従業者名簿に旧姓を併記してよいこととする。ただし、業務の混乱及び取引の相手方等の誤認を避けるため、恣意的に現姓と旧姓を使い分けることは、厳に慎むべきこととする。

３ 電子媒体による帳簿等の保存について

本項の規定により宅地建物取引業者がその事務所ごとに備える従業者名簿について法及び規則に定められた事項が電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ、電子計算機、プリンター等の機器により明確に紙面に表示することができる場合には、当該記録をもって名簿への記載に代えることができるものとする。また、ファイル又は電磁的記録媒体に記録した従業者名簿について、取引の関係者の閲覧に供する場合には、当該ファイル又は電磁的記録媒体に記録されている事項を紙面又はディスプレイ等の入出力装置の画面等に表示する方法で行うこととする。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏名 | 性別 | 生年月日 | 従　業　者証明書番号 | 主たる職務内容 | 宅地建物取引士であるか否かの別 | この事務所の従業者となった年月日 | この事務所の従業者でなくなった年月日 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

**様式第八号の二**（第十七条の二関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※令和７年３月３１日まで

従　業　者　名　簿

新規免許時点の従業者については、免許日を記入する。

（入社日や会社設立日ではない）。

免許を受けた後に従業者となった者については、入社日又は配属日（宅建業者が他の業種を兼業している場合）を記入する。

**様式第八号の二**（第十七条の二関係）

従　業　者　名　簿

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏名 | 性別 | 生年月日 | 従　業　者証明書番号 | 主たる職務内容 | 宅地建物取引士であるか否かの別 | この事務所の従業者となった年月日 | この事務所の従業者でなくなった年月日 |
| 熊本　花子 | 女 | H2.10.10 | 210401 | 代表、専任 | ○ | R3.4.20 |  |
| 田中　一郎 | 男 | S58.12.4 | 210402 | 取締役 |  | R3.4.40 | R5.12.31 |
| 山田　雄一郎 | 男 | S59.6.18 | 210403 | 事務 |  | R3.4.20 |  |
| 　　熊本　太郎 | 男 | H12.8.12 | 240401 | 営業 | ○ | R6.4.1 |  |
| 小林(藤田)　裕子 | 女 | H10.7.9 | 240401 | 総務 |  | R6.4.1 |  |
|  |  |  |  |  | 専任であるか否かに関わらず宅地建物取引士である場合は〇印を付ける。 |  |  |
| 「主たる職務内容」の欄には、代表者又は役員である場合には役職名を記入し、それ以外の者については、総務、人事、経理、財務、企画、設計、広報、営業等に区分して記入する。 |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

**様式第八号の二**（第十七条の二関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※令和７年４月１日から

従　業　者　名　簿

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏名 | 従　業　者証明書番号 | 主たる職務内容 | 宅地建物取引士であるか否かの別 | この事務所の従業者となった年月日 | この事務所の従業者でなくなった年月日 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |